

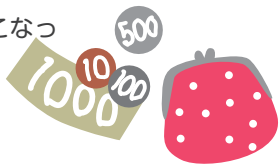
権利擁護・ 成年後見支援センター



権利擁護・成年後見支援センターは、認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用のお手伝いをしています。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などをおこなっています。



成年後見制度利用支援事業

成年後見を考えている方や、すでに利用している方の支援を「かがわ後見ネットワーク」と協力しておこなっています。
※成年後見制度とは、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るための制度です。状態に応じて、後見・保佐・補助の3類型があります。



無料相談

困りごとをご相談ください



相談員による相談

電話や窓口で、相談をお受けします。

- 月～金 (祝日・年末年始は除く)
- 8:30～17:15

高齢者・障害者に関する専門職相談(要予約)

弁護士・司法書士・社会保険労務士・社会福祉士が相談をお受けします。

- 毎月第1・3木曜日 (祝日・年末年始は除く)
- 13:00～16:00 (1回40分程度)
- 高齢者・障害者に関することであれば、どなたでもご利用できます。

権利擁護支援者のための相談(地域担当制)

地域ごとに担当者(弁護士・司法書士・社会福祉士)を配置し、法的・福祉的助言をおこないます。

※利用できる対象者は、市町行政、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社協等に限られます。

養成・支援

各種研修会や後方支援をおこなっています。

- ・日常生活自立支援事業の専門員研修や生活支援員研修
- ・成年後見制度に関する各種研修
- ・講師の派遣 など

広報・啓発・調査研究

権利擁護に関する情報発信をおこなっています。

また、権利擁護に関する調査やプロジェクトチームによる新しい仕組みづくり等に取り組んでいます。

連携

権利擁護に関わる施設、団体、機関と連携を図っています。

特定非営利活動法人 後見ネットかがわ

高齢者・障害者等の権利擁護の推進を目的に、弁護士や社会福祉士、社協などの多様なネットワークを活かした法人後見業務の実施や、成年後見制度の利用促進のための活動をおこなっています。権利擁護・成年後見支援センター内に事務局を置いています。

お問い合わせ・ご相談は

香川県社会福祉協議会 権利擁護・成年後見支援センター

〒760-0017 高松市番町一丁目10-35

電話 087-861-8883 FAX 087-861-2664

※月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)